

ごみの拠点回収場所等で使用する 監視カメラを貸し出しています。

ごみの拠点回収場所等への不適正排出や不法投棄を防止し、ごみを出しやすく、収集しやすい環境を整備することで、地域の公衆衛生の向上を図ります。

★監視カメラの貸与は、設置場所の周辺住民の承諾が条件です。地域の皆さんでよくご相談のうえでお申し込みください。



注意事項

- ① 地域長、区長、自治会長及び町内会長など、地域自治組織の代表者から申請してください。
- ② 不適正排出や不法投棄が繰り返し発生している場所が対象です。単に予防を目的に使用することはできません。
- ③ 設置工事の準備や電柱の使用許可手続きに時間を要することがあります。
- ④ 貸出の期間は、原則、3か月間です。ただし、不適正排出等の状況が改善しない場合、さらに3か月間延長することができます。
- ⑤ 録画された映像は、不適正排出及び不法投棄を解消する目的でのみ利用することができます。（捜査のため、警察等の捜査機関へ提出する場合を除く。）
- ⑥ 録画された映像は、事前に市が許可した方のみが、⑤の目的のために閲覧することができます。
- ⑦ 地域住民等からカメラの設置に関して苦情等が発生した場合、市は一切の責任を負いません。事前に、地域住民等の理解を十分に得たうえで申請してください。
- ⑧ 万が一、使用に際して事故や損害が発生しても、市は一切の責任を負いません。
- ⑨ 一度貸与を受けると、原則、返却から1年間は同じ拠点で貸与を受けることはできません。

※この事業は、可燃ごみ有料指定袋制の収益を活用しています。

お問合せ：環境課（75-1215）

1 録画機能の仕様等

お貸しするカメラは、太陽光で発電した電気で作動するため、電気が引き込めない場所でも使用できます。また、バッテリーを備えているため、雨の日や夜間でも撮影できます。

【名称】

太陽光駆動式屋外監視カメラシステム

【基本機能】

- 動体検知機能により、撮影範囲内に動きがあるときだけ録画します。（昼間はカラー、夜間は白黒です。）
- 夜間も撮影できます。
- 曇りや雨の日が続いても、約3日間は撮影できます。

【サイズ等】

太陽光パネル 幅1,210mm×高さ540mm

本 体 幅 295mm×高さ395mm×奥行200mm
重 量 太陽光パネル 約7kg、本体 約20kg

2 申請の方法

記載例を参考に、「監視カメラ貸与申請書」に必要事項を記入し、環境課へご提出ください。

環境課

市役所庁舎3階
10番窓口
電話 75-1215

注) 支所での申請や郵送・FAXによる申請はできません。
使用予定場所の確認が必要なので、お手数ですが環境課窓口まで
ご持参ください。

3 申請の受付期間

随時受付

注) 複数台のカメラを用意していますが、既に貸出中の場合はお待ちいただくことになります。また、設置に関する手続きや工事の難易度により、後から受けた箇所で先に運用が始まることがあります。

4 貸出までの流れ

1 地域での話し合い

監視カメラでの撮影は、周辺住民のプライバシーにも配慮する必要があります。

まずは、設置の必要性や撮影範囲について、地域で十分に話し合ってください。

2 設置場所の打合せ

監視が必要な箇所をお聞かせいただき、監視カメラの設置に適した場所を探します。

監視カメラの設置に適した場所（電柱や引込柱など）がない場合、柱から設置することになります。

3 申請書の提出

設置する場所や工法が決まれば、打合せの内容に基づいて申請書をご提出いただきます。

その際、設置場所の所有者等の承諾が必要になります。

4 設置工事

市が設置業者を決定し、工事を実施します。設置業者の業務の状況によるため、工事日を指定することはできません。

設置工事の完了後、カメラを地域へ引き渡し、運用を開始します。

5 Q & A

Q1 どのような費用が発生しますか？

A1 設置及び撤去の工事費は市が負担するため、地域のご負担はありません。ただし、設置する場所により、電柱添架料等が発生することがあります。（事前に確認させていただきます。）

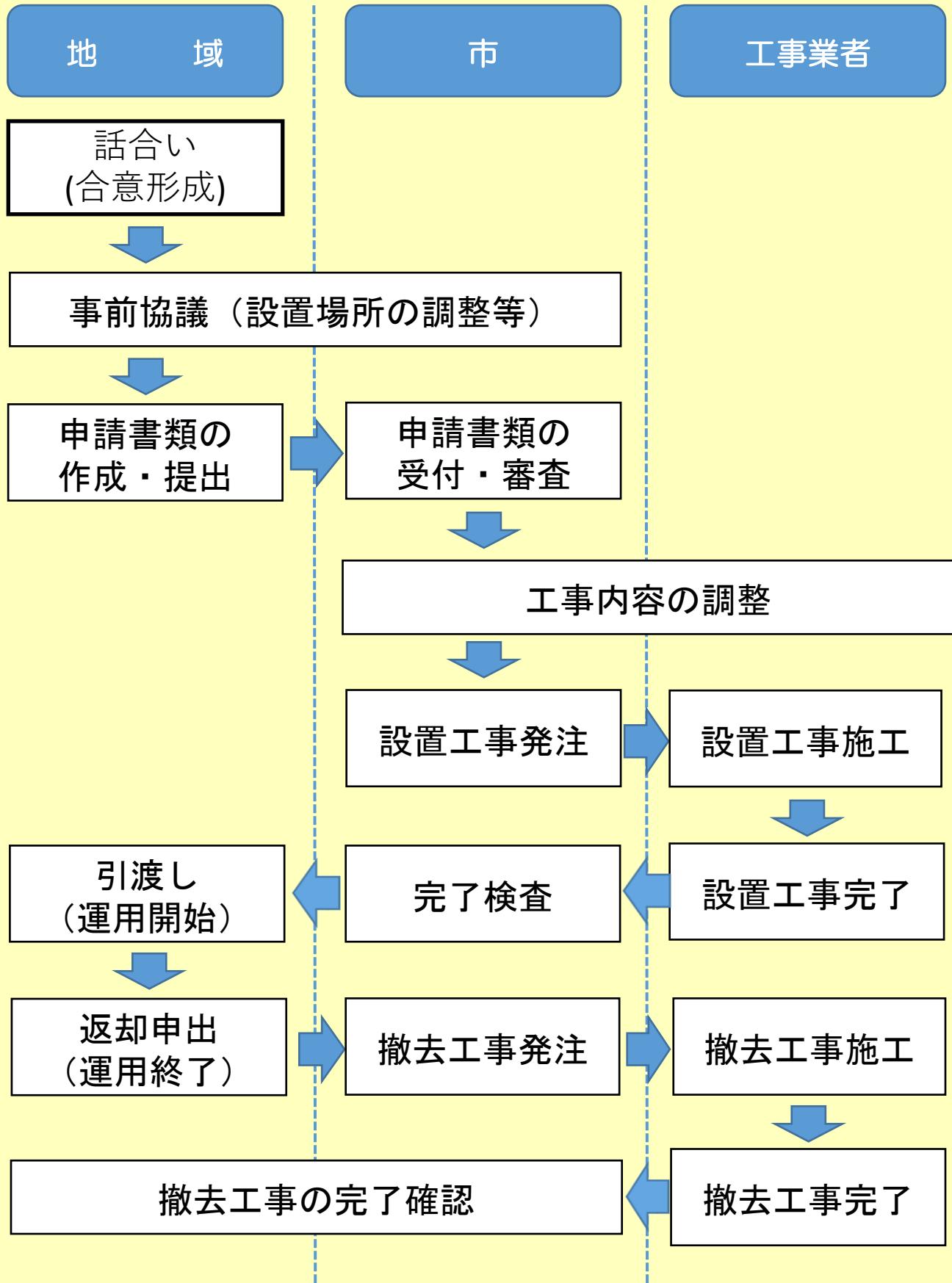
Q2 録画した映像は、だれでも見られますか？

A2 録画した映像は、不適正排出等が発生した場合に限り、事前に閲覧の許可を受けた地域の代表者（3名以内）と職員（3名以内）のみが閲覧できます。（法令に基づき捜査機関へ提出する場合を除きます。）

Q3 行為者が映っていた場合はどうなりますか？

A3 地域住民による不適正排出の場合、市から行為者へ適切な出し方を指導します。それでも改善しない場合や、他所からの持ち込みの場合は、不法投棄として警察へ通報します。

6 運用開始までのスケジュール（イメージ）



【お問い合わせ】環境課
〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1215
FAX：0774-72-3900
メール：machibika@city.kizugawa.lg.jp